

府中町地域防災計画

(震災対策編)

府中町防災会議

令和8年7月修正

目 次

震災対策編

第 1 章 総則

第 1 節	目的	1
第 2 節	基本方針	1
第 3 節	府中町の地勢の概況	1
第 4 節	既往地震の概要	1
第 5 節	被害想定	2

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	基本方針	3
第 2 節	防災まちづくりに関する計画	3
第 3 節	町民等の防災活動の促進に関する計画	7
第 4 節	調査、研究に関する計画	12
第 5 節	迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画	12
第 6 節	円滑な避難体制の確保等に関する計画	18
第 7 節	危険物等災害予防計画	19
第 8 節	災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	21
第 9 節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	21
第10節	広域避難の受入に関する計画	21

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	基本方針	22
第 2 節	配備動員計画	23
第 3 節	町民等の避難誘導に関する計画	24
第 4 節	災害情報計画	28
第 5 節	通信運用計画	34
第 6 節	ヘリコプターによる災害応急対策計画	34
第 7 節	自衛隊災害派遣要請計画	34
第 8 節	相互応援協力計画	34
第 9 節	防災拠点に関する計画	35
第10節	救出計画	35
第11節	医療、救護計画	35
第12節	消防計画	35
第13節	水防計画	35

第14節	危険物等災害応急対策計画	35
第15節	災害警備計画	35
第16節	交通、輸送応急対策計画	35
第17節	避難対策計画	36
第18節	災害広報・被災者相談計画	38
第19節	住宅応急対策計画	40
第20節	食料供給計画	41
第21節	給水計画	41
第22節	生活必需品等供給計画	41
第23節	救援物資の調達及び配送計画	42
第24節	防疫計画	42
第25節	遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画	42
第26節	公共施設等災害応急復旧計画	42
第27節	電力・ガス・水道・下水道施設災害応急復旧対策計画	42
第28節	廃棄物処理計画	42
第29節	ボランティアの受入等に関する計画	42
第30節	文教計画	42
第31節	災害救助法適用計画	42

第4章 災害復旧計画

第1節	目的	43
第2節	災害復旧・復興体制の確立及び事業の基本的方向	43
第3節	被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	43
第4節	被災者の生活確保に関する計画	43
第5節	救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画	43
第6節	ふるさと応援寄附金の受入及び活用に関する計画	43

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	目的	44
第2節	南海トラフ地震防災対策推進地域	44
第3節	基本方針	44
第4節	南海トラフ地震の概要	48
第5節	時間差発生時における円滑な避難の確保等に関する計画	49
第6節	防災訓練に関する計画	52
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	53

第 1 章 総 則

第1節 目的

この計画は、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、町内において発生が想定されるあらゆる地震災害に対処するため、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、更に、町民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、災害対策基本法第42条の規定により作成している「府中町地域防災計画」の「震災対策編」とする。

なお、本編において、基本編と内容が重複する計画は、基本編を準用することとした。

- 2 この計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、地震災害対策を総合的に推進していくものである。

- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。

- 4 この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第3節 府中町の地勢の概況

基本編第1章第5節「自然的条件」を準用する。

第4節 既往地震の概要

- 1 発生地震による地震タイプの特徴

地震は、地球表層を形成するプレート境界あるいはプレート内において、岩盤がずれ動く断層運動によって発生する。

地震は発生メカニズムによって陸域の浅いところで発生する活断層型地震、プレートの沈み込みによるプレート間で発生する海溝型地震、沈み込むプレート内で発生するスラブ内地震などのタイプがある。いずれにせよ地震は繰り返すという特徴を有することから、歴史地震を把握することは重要である。

- 2 広島県周辺で発生した過去の被害地震の震央位置と活断層位置は付属資料に掲載のとおり。

第5節 被害想定

地震被害想定調査及び津波浸水想定については、付属資料に掲載のとおり。

第 2 章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（指定行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 防災まちづくりに関する事項
- 2 町民等の防災活動の促進に関する事項
- 3 調査、研究に関する事項
- 4 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する事項
- 5 円滑な避難体制の確保等に関する事項
- 6 危険物等災害予防に関する事項
- 7 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 8 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 9 広域避難の受入れに関する事項

第2節 防災まちづくりに関する計画

1 方針

地震・津波発生時には、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、町は各防災関係機関との相互の緊密な連携の下に、これらの被害をできるだけ防止し、町民が安心して生活できるよう災害に強いまちづくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、広域的・総合的に防災性の高い都市構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災まちづくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たにに取り組むべきものがあり、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性、地域性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

2 防災上重要な公共施設の整備

（１）防災上重要な公共施設の整備

ア 防災上重要な町有建築物の耐震化及び津波災害対策の向上

町は、町庁舎や消防庁舎、学校及び社会教育施設など、地震・津波発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務のために利用する公共建築物について、耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

町は、特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により安全性の確保に努め、避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、広島県津波浸水想定図における津波浸水区域内の施設については、施設の安全性の点検や非常用電源の設置場所の工夫に努める。

さらに、防災上重要な公共建築物の管理者は、非常用電源等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努めるものとする。

イ 民間の防災上重要な建築物の耐震化の向上

町は、県と連携して医療機関など民間の防災上重要な建築物や不特定多数の人が集まる施設について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての民間建築関係団体等への指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(2) 緊急輸送道路等の整備

ア 橋梁の耐震性の向上

緊急輸送道路に選定される道路の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要であれば、順次補修、補強、架替等を行う。

イ 沿道建築物の耐震化対策の推進

町は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

町は、それぞれ耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

(3) 河川の整備

地震、津波による堤防決壊による二次災害を防止するため、河川について堤防の強化、地盤改良等の耐震性の向上等の対策を実施するとともに、県河川管理者に対して、河川の整備を働きかけていくものとする。

3 住宅、建築物等の安全性の確保

(1) 一般建築物の耐震性の向上

耐震改修促進法の改正に伴い、府中町耐震改修促進計画を作成し、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿って更なる技術の開発・普及に努める。

(2) 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、ブロック塀、窓ガラス及び看板等の落下防止対策について周知徹底する。

(3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

町は、町内に所在する文化財及びそれらを収容する建築物の所有者等に対して、必要に応じ、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての指導に努める。

(4) 宅地の安全性の確保

町は、造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等規制法に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。

(5) 公営住宅の耐震化の推進

既設公営住宅について、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図るとともに、市街地の防災性の向上を図るため、密集市街地に重点を置いて老朽公営住宅の建替えを推進する。

(6) 土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域が集中している地域について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、特に避難場所、避難路、病院等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等の推進を県に働きかけるとともに、町民に対しては土砂災害のおそれがある箇所等についての情報提供を行う。

また、町は、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を町民に周知するための措置を講ずるものとする。

4 ライフラインの整備

各実施責任者において概ね次の整備を図るものとする。

(1) 上水道

災害時の被害を最小限とするため、水道施設の耐震化及び津波災害対策の向上に努めるとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、事業体間相互の連絡管整備等のバックアップ機能を強化する。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や避難場所への耐震性貯水槽の設置等を推進するとともに、被害の限定化や復旧の迅速化を図るため、配水ブロック化や配水コントロールシステムを導入するなどして、機動的な水道システムの構築に努める。

(2) 下水道

ア 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

イ 耐津波対策

広島県津波浸水想定図に基づき、下水道施設の各機能の重要度により求められる耐津波性能の確保を図るため、必要に応じて対策工事を推進する。

ウ 災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するために、下水道台帳の電算化等による施設情報管理を推進し、応急復旧対策の迅速化を図る。

(3) 電力

ア 耐震性及び津波災害対策の向上

変電設備については、その地域で想定される地震動及び広島県津波浸水想定図に基づく津波浸水域等勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

イ 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

(4) ガス

ガス設備全般について、耐震性の確保及び津波災害対策の向上に努めるよう整備を進める。

特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により、耐震性の強化を図る。

既設の設備については、耐震性評価及び広島県津波浸水想定図における津波浸水域に基づき、必要に応じて、補強、更新を行うとともに、地震・津波発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行い、また、地震・津波発生後の効率的な復旧対策のためにガス管のブロック形成を行う。

(5) 通信

ア 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 豪雨、洪水、高潮又は津波等の恐れのある地域について、耐水構造化を行う。

(イ) 暴風又は豪雪の恐れのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。

(ウ) 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

(ア) 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。

(イ) 主要な中継交換機を分散設置する。

(ウ) 大都市において、とう道網（共同溝）を構築する。

(エ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(カ) 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。

(キ) 移動体通信設備の高信頼化を図る。

5 防災性の高い都市構造の形成

町は、都市の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や町民の理解と協力を得て、防災性の高い都市構造の形成に努める。

(1) 災害時の避難場所や救援活動の拠点となる公園・緑地の改修整備

(2) 緊急輸送路・避難路となる道路施設の整備及び耐震補強等防災対策の推進

(3) 住宅密集地について防災性の向上を図るための生活道路の整備を推進

6 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進

町は、地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、県が作成している地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画により、同計画に基づく事業の推進に協力する。

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備は、概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業の執行に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

(1) 計画年度

令和3年度～令和7年度（第6次）

(2) 対象事業

次に掲げる施設等で、当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。（市町事業を含む。）

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

- エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
 - カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
 - キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
 - ク 社会福祉施設のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
 - ケ 公立の幼稚園、小学校又は中学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
 - コ 公立の特別支援学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
 - サ キからコまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震・津波防災上補強を要するもの
 - シ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
 - ス 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震・津波防災上必要なもの
 - セ 地震・津波災害が発生した時（以下「地震・津波災害時」という。）において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
 - ソ 地震・津波災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び町民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
 - タ 地震・津波災害時における飲料水、電源等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
 - チ 地震・津波災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - ツ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震・津波災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
 - テ 老朽住宅密集市街地に係る地震・津波防災対策
- （3）計画推進のための必要な措置
- ア 地震・津波災害による被害の危険性等を十分踏まえた上で、対象施設における長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握し、整備の必要性や緊急性を明らかにし、緊急事業としての目的を十分踏まえた計画とするよう努めるものとする。
 - イ 対象施設等の整備の進捗状況を調査するとともに、事業の効果も含めた推進状況の把握に努めるものとする。

第3節 町民等の防災活動の促進に関する計画

1 方針

町民等の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらに当たっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。なお、防災ボランティアについては、町、町民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環

境の整備に努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、町民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災教育

地震・津波災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、町民及び職員に対し防災教育を推進する。

(1) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

町民は、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた災害に対する備えを心がけるとともに、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関及び地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

イ 町民等に対する防災知識の普及・啓発

町は、防災関係機関や企業等と連携して、地震災害時に町民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

(ア) 啓発内容

- a 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b 地震・津波・土砂災害に対する地域住民への周知
- c 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

<地震のときの心得>

- (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- (b) 火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。
- (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、防災行政無線により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
- (d) 海岸にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。
- (e) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。

- (f) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- (g) 車で避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (h) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (i) 地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- (j) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

<津波に対する心得>

- (a) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

なお、避難に当たっては、徒歩によることを原則とする。

また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることに留意する。

- (b) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。
- (c) 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。
- (d) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

d 地震・津波・土砂災害に関する一般知識

e 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備

f 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

g 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（ゲージ等避難用品の確保、しつけ、健康管理及び不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策

h 災害情報の正確な入手方法

i 災害時の家族内の連絡体制の事前確保

j 出火の防止及び初期消火の心得

k 外出時における地震発生時の対処方法

l 自動車運転時の心得

m 救助・救援に関する事項

n 安否情報の確認に関する事項

o 津波災害警戒区域

p 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項

q 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方

r 水道、電力、ガス及び電話等の地震災害時の心得

- s 高齢者、障害者等への配慮
- t 避難行動要支援者に対する避難支援
- u 各防災関係機関が行う地震災害対策
- v その他必要な事項

(イ) 啓発方法

- a ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発
- b テレビ、ラジオによる普及啓発
- c 広報紙、メール、SNS、その他の広報媒体による普及啓発
- d DVD等による普及啓発
- e 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催による普及啓発
- f 学校教育等を通じての児童生徒等に対する周知徹底
- g その他の方法

ウ 職員に対する教育

町は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震教育の周知徹底を図る。

- (ア) 地震・津波・土砂災害に関する一般的な知識
- (イ) 地震・津波・土砂災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (ウ) 職員等が果たすべき役割
- (エ) 地震・津波対策として現在講じられている対策に関する知識
- (オ) 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題

エ 児童生徒等に対する教育

町は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震・津波に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

オ 自動車運転者に対する啓発

町は、県警察と連携し、地震発生時において自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

(2) その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、鉄道及び道路等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震・津波対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

3 防災訓練

地震・津波災害について、定期的に防災訓練を実施し、地震・津波災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとする。なお、この計画中に定めのない事項については、基本編第2章第4節「町民の防災活動の促進に関する計画」に定めるところによるものとする。

(1) 実施内容

ア 防災訓練の実施

町は、県、防災関係機関、自主防災組織、企業及び町民等と連携し、広島県地震想定被害報告で想定される地震を想定とし、総合的、広域的かつ実践的な防災訓練を行うものとする。

また、訓練の実施項目ごとに、図上訓練、実働訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討するとともに、訓練実施結果について、評価・検討を行い、防災体制の改善に反映させるものとする。

- (ア) 災害対策本部の設置・運営
- (イ) 災害広報

- (ウ) 避難誘導
- (エ) 消火活動
- (オ) 交通規制
- (カ) 救護活動
- (キ) 非常無線通信
- (ク) 消防広域応援
- (ケ) 自衛隊派遣要請
- (コ) 行方不明者の捜索活動
- (サ) 食料供給・給水活動
- (シ) 緊急道路の確保
- (ス) 緊急物資の輸送
- (セ) 通信施設・電力設備・ガス施設・水道施設の応急復旧
- (ソ) 他の市町等との広域応援
- (タ) 緊急地震速報を利用した安全確保行動

イ 職員の動員訓練

町は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。なお、実施に際しては、勤務時間外を想定して実施するなど、実践的即応体制の強化に努めるものとする。

ウ 通信運用訓練

町は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

エ 津波避難訓練

- (ア) 町は、県及び防災関係機関と連携し、津波避難訓練を適宜実施する。
- (イ) 避難訓練の実施主体は、企業、町民、消防機関及び自主防災組織とし、地域ぐるみの避難体制の確立を図るものとする。また、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。
- (ウ) 避難訓練は、波の高さ、到達予想時間、続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、避難場所及び避難路の確認並びに浸水時緊急退避施設を含む避難場所への避難等を実施するものとする。

(2) 防災訓練に対する協力等

町は、自主防災組織が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力するものとする。

4 消防団への入団促進

基本編第2章第4節4「消防団への入団促進」を準用する。

5 地区防災計画の策定等

基本編第2章第4節5「地区防災計画の策定等」を準用する。

6 自主防災組織の育成、指導

基本編第2章第4節6「自主防災組織の育成、指導」を準用する。

7 ボランティア活動の環境整備

基本編第2章第4節7「ボランティア活動の環境整備」を準用する。

8 企業防災の促進

基本編第2章第4節8「企業防災の促進」を準用する。

第4節 調査、研究に関する計画

1 目的

この計画は、地震・津波災害の被害を最小限にとどめるために、地震・津波災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期すことを目的とする。

2 実施項目

- (1) 県及び防災関係機関が行う地震・津波災害の原因及び地震災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究への協力
- (2) 調査研究の結果の公表

3 地震・津波被害想定調査及び災害危険度判定調査

町は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した地震・津波に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎資料とするとともに、これを町民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。

4 地震・津波に関する調査等

県は、国や大学の研究機関等が、県内に大きな被害を与える可能性の高い地震について調査研究に協力し、各種情報を公表するので、町は、必要に応じこれらの情報を町民に対し公表するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

1 方針

町は、地震・津波災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

2 災害発生直前の応急対策への備え

(1) 配備動員体制の整備関係

ア 町の配備動員体制

町は、あらかじめ職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

イ 業務継続性の確保

町は、地震・津波災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を作成し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

(2) 地震・津波災害の伝達関係

ア 緊急地震速報の伝達関係

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設・設備の充実を図るよう努めるものとする。

町は、町民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

イ 津波警報等の伝達関係

(ア) 町は、町民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）の、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、サイレン、テレビ（ワンセグ含む）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む）、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(イ) 町は、津波警報等や避難指示等を町民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の災害時要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

(ウ) 町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、町民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(3) 町民等の避難誘導関係

町は、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、町民への周知を図るものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、がけ崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火災等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生するこ

とを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、町民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

町は、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、町民等へ周知を図るものとする。

(ア) 指定避難所

指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に町教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(イ) 福祉避難所

- a 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- b 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- c 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

ウ 浸水時緊急退避施設

町は、津波や洪水、高潮等による浸水が発生し、または発生するおそれがある場合において、指定緊急避難場所等への避難が遅れ、切迫した危険にさらされた町民の生命及び身体の安全を緊急一時的に確保するための施設として、施設管理者の同意を得た上で浸水時緊急退避施設として指定し、町民等へ周知を図るものとする。

エ 一時避難場所

上記のほか、近隣の安全な場所として一時的に避難できる公園等を一時避難場所として、町民等へ周知を図るものとする。

オ 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとし、水害と土

砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

カ ハザードマップの作成・周知

町は、地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深、地震災害の程度に関する事項、指定緊急避難場所等に関する総合的な資料を、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップを作成し、町民に周知する。

ハザードマップの作成に当たっては、広島県地震被害想定及び津波災害警戒区域図等を基に作成するものとする。

なお、ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

(ア) 府中町地域防災計画において定められた地震・津波災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

(イ) 指定緊急避難場所に関する事項

(ウ) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

キ 避難計画の作成

(ア) 病院、学校、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、町長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

(イ) 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

a 学校等においては、幼児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

b 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

(ウ) 町は、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区別の指定緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、町民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

ク 避難の誘導

(ア) 避難行動要支援者の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、「津波災害警戒区域」における津波の浸水域、浸水深、到達時間等を考慮のうえ、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

(イ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(ウ) 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(エ) 避難誘導従事者等の安全確保対策

町は、災害時における避難誘導に当たるものが、危険を回避できるよう、津波到達時間内での避難誘導など避難誘導に係るマニュアルなど作成し、安全確保対策に努めるものとする。

3 災害発生後の応急対策への備え

基本編第2章第6節3「災害発生後の応急対策への備え」を準用する。

4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

基本編第2章第6節4「災害派遣、広域的な応援体制への備え」を準用する。

5 救助・救急、医療、消火活動への備え

基本編第2章第6節5「救助・救急、医療、消火活動への備え」を準用する。

6 緊急輸送活動への備え

基本編第2章第6節6「緊急輸送活動への備え」を準用する。

7 避難の受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

ア 指定避難所の開設・運営

町は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成や訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

町は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

(ア) 空調、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

(イ) 貯水槽、仮設トイレ（マンホールトイレ等）、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、通信機器等

(ウ) 要配慮者にも配慮した施設・設備

(エ) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

(オ) 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等

(カ) 家庭動物の受入れのためのスペース

(キ) 指定避難所の電力容量の拡大

ウ 指定管理者との役割分担

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ 専門家等との情報交換

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。

オ 町は、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 住宅対策関係

町は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校等の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

地震・津波災害発生により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、町は、町民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、町は、必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

地震・津波災害発生により、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、町は、学校区や町内会など、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

ア 避難所、集落、世帯での水、食料、日用品等の備蓄

イ 防災行政無線や衛星通信など情報通信手段の整備

ウ 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立

エ 避難計画の整備や避難訓練の実施

(5) 感染症の自宅療養者等対策

町は、保健所との連携の下、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

(6) 被災者支援等対策

町は、平時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

8 救援物資の調達・供給活動への備え

基本編第2章第6節8「救援物資の調達・供給活動への備え」を準用する。

9 燃料確保の備え

基本編第2章第6節9「燃料確保の備え」を準用する。

10 倒木等への対策

基本編第2章第6節10「倒木等への対策」を準用する。

11 災害応急対策の実施に備えた建設業者等との協定の締結

基本編第2章第6節11「災害応急対策の実施に備えた建設業者等との協定の締結」を準用する。

12 空家状況の把握

基本編第2章第6節12「空家状況の把握」を準用する。

13 男女共同参画の視点に立った体制整備

基本編第2章第6節13「男女共同参画の視点に立った体制整備」を準用する。

14 文教関係

基本編第2章第6節14「文教関係」を準用する。

15 罹災証明書の発行体制の整備

基本編第2章第6節15「罹災証明書の発行体制の整備」を準用する。

第6節 円滑な避難体制の確保等に関する計画

1 方針

町は、津波が発生した場合に、町民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

2 津波災害警戒区域の指定

津波災害警戒区域の指定を受けた町は、次の事項を定めるものとする。

- (1) 津波に関する予報等の伝達方法
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (3) 避難訓練に関する事項

(4) その他津波時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

津波災害警戒区域内の、社会福祉施設、学校施設、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で津波が来襲するまでに当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

ア 施設の名称及び所在地

イ 当該施設への津波に関する予報等の伝達方法

3 ハザードマップの作成

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

(1) 津波に関する予報等の伝達方法

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

4 避難確保計画の作成

府中町地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの（以下「避難促進施設」）の所有者又は管理者は、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、公表するものとする。

5 町民への周知等

(1) 情報伝達手段の周知

災害時に町から発信する避難情報などの防災情報について、町民一人一人に見合った複数の情報伝達手段を確保するよう、様々な機会を通じて普及啓発に努める。

(2) 避難体制の周知

町は、町民が自らの地域の津波に対するリスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい津波リスクの提供に努めるものとする。

町は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、町民等へ周知するものとする。

第7節 危険物等災害予防計画

1 方針

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、危険物等の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、防災関係機関は、これらに対して必要な指導を行う。

2 実施内容

(1) 危険物施設の災害予防対策

ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の

状況を調査し、耐震性の向上に努める。

イ 大規模タンクの耐震化

容量500キロリットル以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定めた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては、必要な改修、補修を実施するなど、耐震性の向上に努める。

ウ 保安確保の指導

町は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

エ 危険物取扱者に対する保安教育

町は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

オ 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(2) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

ア 高圧ガス設備等の予防対策

町は、県及び関係団体と連携を図り、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

- (ア) 防災マニュアルの整備
- (イ) 高圧ガス設備等の耐震化の促進
- (ウ) 事業者間の相互応援体制の検討、整備
- (エ) 地震対策用安全器具の普及
- (オ) LPガス集中監視システムの普及

イ 火薬類取扱施設の予防対策

町は、火薬類取扱施設の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

- (ア) 火薬類取扱施設の自主保安体制の確立
- (イ) 地震災害発生時の被害状況の早期把握及び早期通報

(3) 毒物劇物取扱施設の予防対策

ア 毒物劇物多量取扱施設に対する指導の強化

(ア) 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務付けられている施設の所有者等に対しては、その登録申請時等に施設の耐震性の向上等について理解を求めるものとする。また、併せて危害防止規定の整備を指導する。

(イ) 登録外施設に対する指導

県は、上記登録施設以外の業務上取扱施設であって毒物及び劇物を多量に取り扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

(ウ) 毒物劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

県は、毒物劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管

理者の資質の向上に努める。

イ 毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(ア) 毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

- a 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
- b 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項
 - (a) 毒物若しくは劇物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者
 - (b) 設備等の点検・保守を行う者
 - (c) 事故時における関係機関への通報を行う者
 - (d) 事故時における応急措置を行う者
- c 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等
- d 前記cに掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項
- e 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- f 前記bに掲げる者に対する教育訓練に関する事項

(イ) 防災訓練の実施

前記eに掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

ウ 毒物劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第8節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

基本編第2章第8節「災害対策資機材等の備蓄等に関する計画」を準用する。

第9節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

基本編第2章第9節「要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画」を準用する。

第10節 広域避難の受入に関する計画

基本編第2章第10節「広域避難の受入に関する計画」を準用する。

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、地震・津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効性ある措置を期するため、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 配備動員に関する事項
- 2 町民等の避難誘導に関する事項
- 3 災害情報に関する事項
- 4 通信運用に関する事項
- 5 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 6 自衛隊災害派遣要請に関する事項
- 7 相互応援協力に関する事項
- 8 防災拠点に関する事項
- 9 救出に関する事項
- 10 医療、救護に関する事項
- 11 消防に関する事項
- 12 水防に関する事項
- 13 危険物等災害応急対策に関する事項
- 14 災害警備に関する事項
- 15 交通、輸送応急対策に関する事項
- 16 避難対策に関する事項
- 17 災害広報・被災者相談に関する事項
- 18 住宅応急対策に関する事項
- 19 食料供給に関する事項
- 20 給水に関する事項
- 21 生活必需品等供給に関する事項
- 22 救援物資の調達及び配送に関する事項
- 23 防疫に関する事項
- 24 遺体の捜索、取り扱い、埋火葬に関する事項
- 25 公共施設等災害応急復旧に関する事項
- 26 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策に関する事項
- 27 廃棄物処理に関する事項
- 28 ボランティアの受入等に関する事項
- 29 文教に関する事項
- 30 災害救助法適用に関する事項

第2節 配備動員計画

1 方針

この計画は、町内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すために職員の配備動員及び防災組織等に関する事項を定める。

なお、この計画中に定めのない事項については、基本編第3章第2節「組織、動員計画」の定めるところによるものとする。

2 配備動員体制

(1) 配備体制の時期及び概要

町の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、町内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。

区 分	配備の時期	体制の概要
注意体制	・町内で震度4を観測したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。 ・その他、町長が必要と認めたとき。	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動
警戒体制	・町内で震度5弱を観測したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。 ・「津波注意報」、「津波警報」が発表されたとき。 ・災害の発生が予想されるとき。 ・その他、町長が必要と認めたとき。	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策
非常体制	・町内で震度6弱以上を観測したとき。 ・町内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生すると予想されるとき。 ・町内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。 ・「大津波警報」が発表されたとき。 ・「津波警報」が発表され、かつ、甚大な被害が発生すると予測されるとき。	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施

(2) 災害対策本部の設置

ア 自動的に本部を設置する場合

(ア) 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。

(イ) 「大津波警報」が発表されたとき。

イ 町長が必要と認めて設置する場合

(ア) 震度5強を観測し、かつ甚大な被害の発生が予測されるとき。

(イ) 震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき。

(ウ) 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたとき。

(エ) 「津波警報」が発表され、かつ甚大な被害の発生が予測されるとき。

(3) 職員全員の参集

勤務時間外に、次のいずれかに該当する場合、職員は、安全を確認した上で速やかに参集し、配備に就くものとする。

なお、必要に応じて、町防災・安全安心情報メールによる職員参集を行うものとする。

ア 町内で震度6弱以上を観測したとき

イ 「大津波警報」が発表されたとき

第3節 町民等の避難誘導に関する計画

1 方針

地震・津波により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流、津波等が発生した場合には、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ指定緊急避難場所等の指定を行い、平素から町民への周知徹底を図るとともに、町民を含めた訓練に努めることとする。

この計画に定めのない事項については、基本編第3章第5節「町民等の避難誘導に関する計画」の定めるところによるものとする。

2 津波避難のための事前の準備

(1) 津波災害警戒区域図の周知

町民等が、津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるように、県が指定した津波災害警戒区域を基に、避難場所等を示すハザードマップの作成を行い、町民等に周知するものとする。

(2) 避難場所・避難路の選定

ア 基本原則

町は、居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるよう広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に、避難場所、避難路を事前に選定又は見直しを行うものとする。選定に当たっては、地域の状況を十分考慮する。

津波災害を想定した避難場所の選定に当たって、高台等地盤の高い場所への避難に30分以上の時間を要する地域等においては、堅牢かつ耐震性、津波に対する性能を十分確保した高層建物の中・高層階を避難場所に利用し、浸水時緊急退避施設等を確保するものとする。この場合において、周辺市町の想定される津波波高を考慮し、避難は、原則として3階以上とする。選定した避難場所・避難路について、平素から広報等により町民への周知徹底を図ることとする。

また、あらかじめ選定した避難場所、避難路沿い等に統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板、案内標識、標高板及び海拔表示シート等を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難場所・避難路の選定基準

津波災害を想定した避難場所・避難路の選定基準は、概ね次による。

(ア) 避難場所

- a 津波避難対象地域から外れていること。
- b 十分な地盤標高を有すること。
- c 原則としてオープンスペースであること。ただし、耐震性が確保されている建物は指

定することができる。(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。)

- d 周辺に山・がけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- e 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから更に避難できる場所があること。
- f 避難者一人当たり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡以上を確保すること）。
- g 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。
- h 避難場所表示があり、入口等が明確であること。
- i 一晚程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

(イ) 浸水時緊急退避施設

浸水時緊急退避施設の選定基準は概ね次による。

- a 地上3階建て以上かつ耐震性(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。)を有してRC（鉄筋コンクリート）又はSRC（鉄筋鉄骨コンクリート）構造であること。
- b 地上3階建て以上の高さに、緊急一時的に退避できる場所を有すること。
- c 外部から避難が可能な階段があること。

なお、周辺に適切な避難場所、浸水時緊急退避施設等がない場合は、高台の民家や民有地（畑や山林等）を避難目標地点として、利用するものとする。この場合において、所有者の理解を得ておくとともに、避難階段等（津波避難ビルの場合は非常階段等の外階段）を整備しておく必要がある。

(ウ) 避難路

避難路の選定基準は、概ね次による。

- a 山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。
- b 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- c 原則として、河川沿いの道路ではないこと。
- d 津波の進行方向と同方向とすること。
- e 避難途中での津波の来襲に対応するため、避難路に面した浸水時緊急退避施設が確保されていることが望ましい。
- f 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を選定することが望ましい。
- g 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。
- h 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- i 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

(3) 津波避難計画の作成

町は、避難対象地域を明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間及び津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。

なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、町民や防災上重要な施設の管理者等が作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

(4) 防災上重要な施設の避難対策

病院、学校、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、町長が避難指示を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

幼稚園、小・中学校等保護を必要とする幼児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

- ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
- イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から受入施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

3 地震・津波発生時の応急対策

(1) 避難指示の発令

ア 発令基準

次の場合において、町長は、速やかに的確な避難指示を発令する。また、地震の発生により、降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示等を発令する基準を設けておく。

- (ア) 津波警報等の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第2項及び気象業務法第15条の2第2項の規定により津波警報等の通知を受けた場合
- (イ) 強い地震（概ね震度4程度以上）又は長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ、必要と認める場合
- (ウ) 気象業務法施行令第10条の規定により町長が自ら津波警報等をした場合
- (エ) 火災、がけ崩れ、土石流等の事態が発生し又は発生するおそれがあり、町民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、必要と認める場合

イ 発令時期及び発令手順

津波警報等を認知した場合又は津波警報等の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示を発令する。

特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難指示の手続や時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。

ウ 避難指示の内容

避難指示の発令は、次の内容を明示する。

- (ア) 避難対象地域
- (イ) 避難指示の発令理由
- (ウ) 避難先及び避難経路
- (エ) 避難の方法及び携行品
- (オ) その他必要な事項

エ 解除の基準

次の場合において、避難指示を解除する基準を定める。

- (ア) 津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報等の解除の通知を受けた場合
- (イ) 気象業務法施行令第10条の規定により町長が自ら津波警報等をしたものを解除する場

合

(ウ) その他町民の生命、身体に危険を及ぼすおそれなくなった場合

オ 解除時期及び解除手順

避難指示の解除は、原則として津波警報等の解除の発表及び災害発生の危険がなくなった場合とする。また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。

カ 発令又は解除の伝達系統及び伝達方法

(ア) 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）

町は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難情報等の判断・伝達マニュアルを作成しておくものとする。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て町民への周知徹底を図る。

(イ) 伝達手段

伝達手段としては、防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、サイレン、テレビ（ワンセグ含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネットなど、情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保するものとする。また、サイレン音により注意を喚起した上で、広報車等により、津波警報等の発表、避難指示を伝達するような併用等を検討するものとする。

(2) 避難の誘導

ア 避難誘導に当たる者

(ア) 町職員、警察官、消防団員その他の避難措置の実施者

(イ) 自主防災組織のリーダー等

イ 避難誘導の方法

(ア) 避難は、原則徒歩とする。

(イ) 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、町民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ避難場所を選定した町は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

(ウ) 避難は幼少児、高齢者及び障害者等の要配慮者を優先する。

(エ) 避難行動要支援者に関しては、事前に避難支援者を決めておく等の個別避難計画を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団及び近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

(オ) 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

(カ) 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。

(キ) 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

ウ 再避難の措置

誘導に当たる防災関係機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第4節 災害情報計画

1 目的

この計画は、町内に地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ確に実施するため、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震・津波情報の収集・伝達

(1) 地震動等の観測施設

町（消防庁舎）には、計測震度計が設置され、震度情報を県庁に送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。地震発生時には、当該震度計により速やかに町内の震度を確認するとともに、広島県総合行政通信網やテレビ等により近隣市町の震度や震源地を確認し、状況に応じた体制の配備、職員の参集及び必要な災害応急対策を行うものとする。

(2) 気象庁が発表する緊急地震速報

区分	発 表 基 準
緊急地震速報（警報）	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが起こる前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(3) 津波警報等の種類及び内容

ア 種類

（ア）大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる。

（イ）津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

（ウ）津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(ア) 津波警報等

種 類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
			数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の 場合の発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3メートルを超える場合	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m 超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
			10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
			5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)

注) 津波警報等の留意事項

- 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であつて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(イ) 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(4) 地震及び津波に関する情報の種類と内容

ア 伝達基準

(ア) 県内で震度1以上の地震を観測したとき。

(イ) 広島県に津波警報等が発表されたとき。

(ウ) その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便を更に増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表する。

イ 地震・津波に関する情報の種類及び内容

	情報の種類	発表基準	内容
地震情報 (注1)	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
	震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
	震源・震度情報	震度1以上 津波警報・注意報または若干の海面変動が予想されたとき 緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村・地点名を発表
	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から約10分後に発表)
	遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250メートル四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

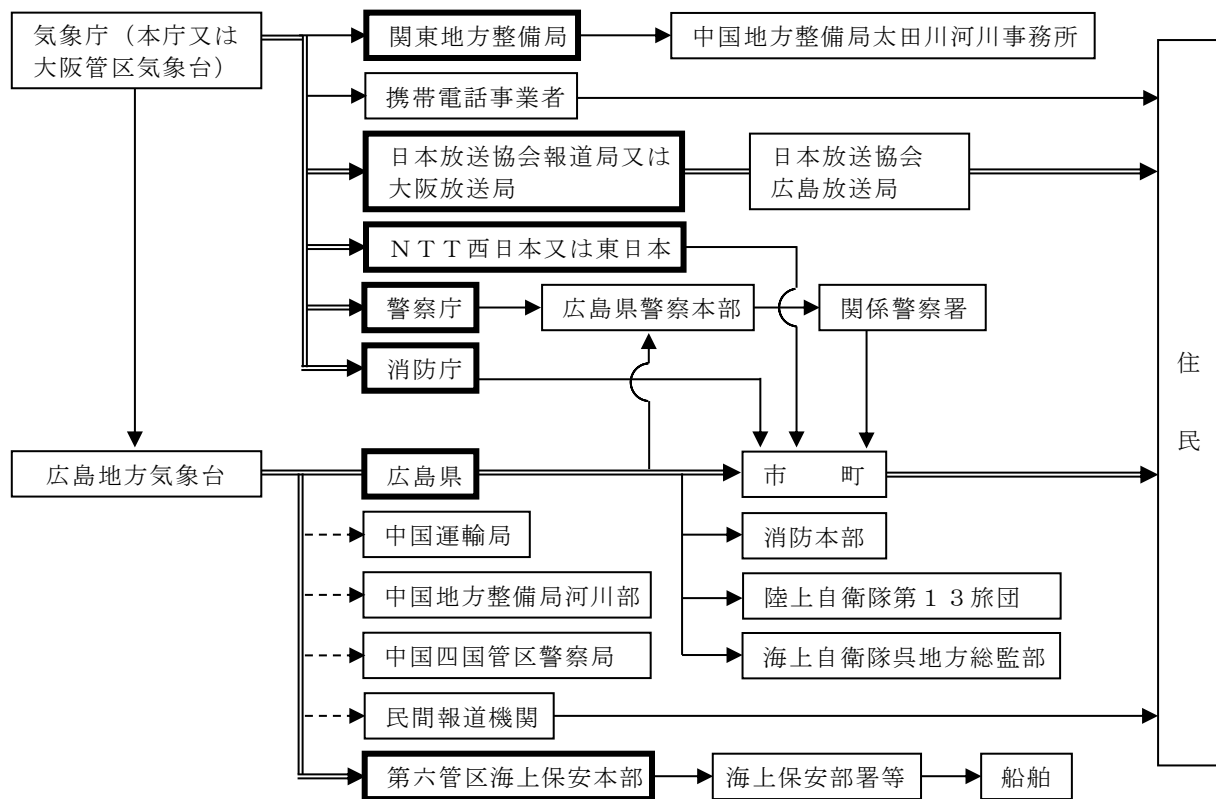
(注1) 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所(震源)、及びその規模(マグニチュード)を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

	情報の種類	発表内容
津波情報 (注2)	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(注2) 津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。(第六管区海上保安本部管理)

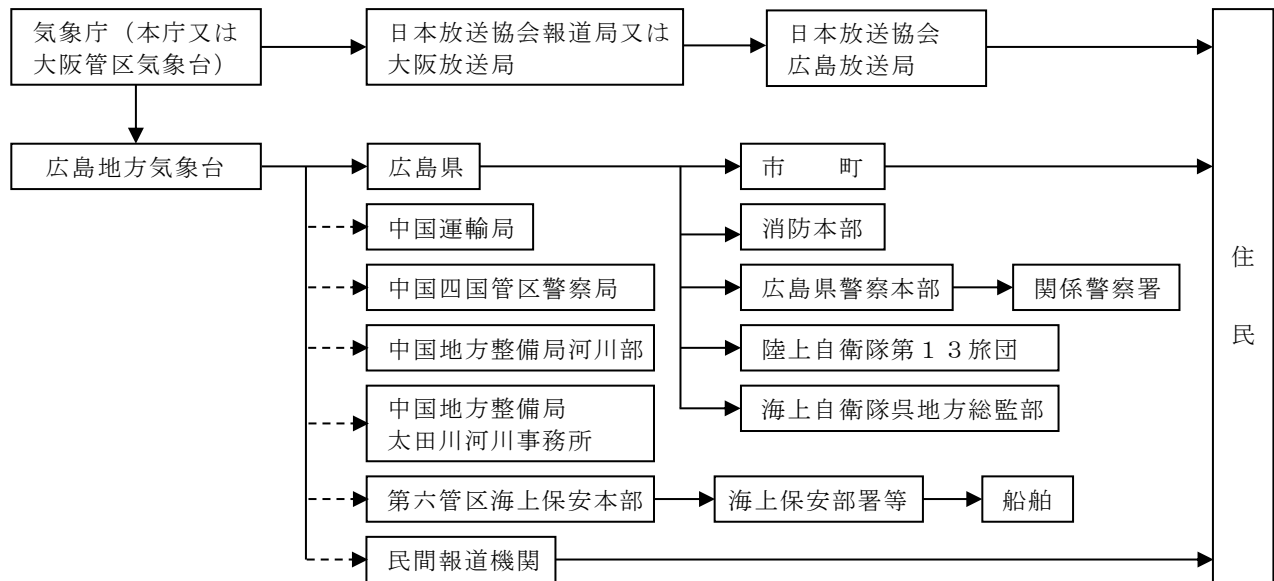
(5) 伝達経路

ア 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



- ・太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達機関
- ・二重線の経路は気象業務法第15条の2により特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている
- ・日本放送協会広島放送局は津波警報が発表された時に、「緊急警報信号」を発信する
- ・N T T西日本又はN T T東日本は、津波注意報の通知は行わない
 - ※1 あらかじめ定められた通信システムの障害により関東地方整備局に通知することができない場合は、広島地方气象台が太田川河川事務所に代替手段により通知する。
 - ※2 あらかじめ定められた通信システムの障害により日本放送協会報道局又は大阪放送局に通知することができない場合は、大阪管区气象台が日本放送協会大阪放送局に代替手段により通知する。
- ・広島地方气象台からの伝達経路のうち、点線は副次的な伝達経路である

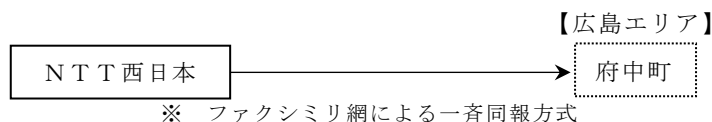
イ 広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。



(注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路も含む）、点線は、専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。）

2 民間報道機関は、(株)中国放送・(株)中国新聞社である。

ウ N T T西日本は、次の経路により大津波警報・津波警報を関係市町に伝達する。



(6) 津波に対する自衛措置

近地地震の発生においては、津波到達までの時間が短く、津波警報等の入手を待って対策を講じたのでは間に合わない場合があるので、沿岸地域の市町は、震度4以上の地震が発生した場合、次の措置をとる。

ア 津波警報等関係気象官署から何らかの通報が届くまで、地震発生から少なくとも30分間は高台等から河川の状態を監視する体制を確立しておくこと。

イ 町に対する津波注意報及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、地震発生から少なくとも1時間はNHK放送を聴取することとし、その責任者を定めておくこと。

(7) 緊急地震速報が発表された場合の措置

町は、受信した緊急地震速報を同報系防災行政無線等で町民へ伝達する。

3 情報の収集伝達手段

町における災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 情報の収集手段

- ア 町民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 防災行政無線子局による通報
- エ 警察署その他関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- オ マスコミの報道
- カ 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- キ 広島県防災情報システムの活用
- ク 無人航空機の活用
- ケ W e b 会議システムの活用
- コ S N S 等による情報

(2) 関係機関への伝達手段

- ア 電話、ファクシミリ、W e b 会議システム等による報告
- イ 防災無線の活用
- ウ 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- エ 登録制メール、緊急速報メールの活用
- オ S N S 等の活用

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

4 情報の収集伝達経路

(1) 通常の場合（県災対本部を設置していない場合）の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

（ア）基本法第54条第4項の規定により、災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた場合は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

（イ）前記（ア）の場合において急施を要するときは、町長は、県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

イ その他の情報

町は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

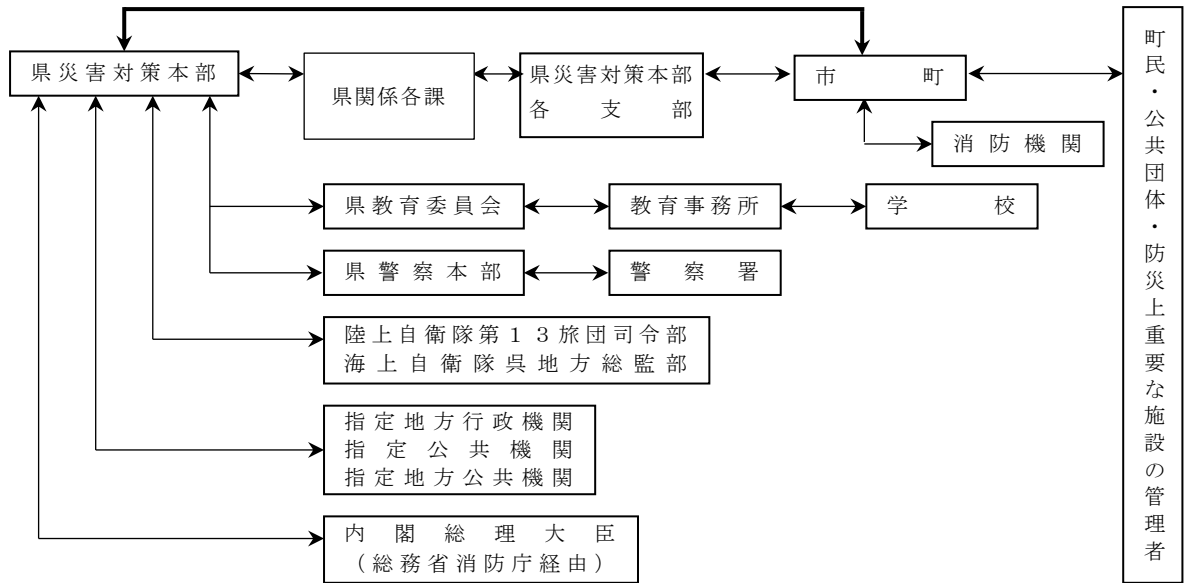
町は前記ア及びイの経路により情報を受けた場合、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害情報の交換

災害応急対策責任者は自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対しとった措置をできるだけ相互に通報する。

(2) 県が、災害対策本部を設置した場合の経路

災害対策本部を設置した場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行うものとする。



5 地震災害発生及び被害状況報告・通報

基本編第3章第3節第1項4「災害発生及び被害状況報告・通報」を準用する。

第5節 通信運用計画

基本編第3章第7節「通信運用計画」を準用する。

第6節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

基本編第3章第8節「ヘリコプターによる災害応急対策計画」を準用する。

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

基本編第3章第9節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第8節 相互応援協力計画

基本編第3章第10節「相互応援協力計画」を準用する。

第9節 防災拠点に関する計画

基本編第3章第11節「防災拠点に関する計画」を準用する。

第10節 救出計画

基本編第3章第12節「救出計画」を準用する。

第11節 医療、救護計画

基本編第3章第13節「医療救護・助産計画」を準用する。

第12節 消防計画

基本編第3章第14節「消防計画」を準用する。

第13節 水防計画

基本編第3章第15節「水防計画」を準用する。

第14節 危険物等災害応急対策計画

基本編第3章第16節「危険物等災害応急対策計画」を準用する。

第15節 災害警備計画

基本編第3章第17節「災害警備計画」を準用する。

第16節 交通、輸送応急対策計画

基本編第3章第18節「交通、輸送応急対策計画」を準用する。

第17節 避難対策計画

1 方針

地震・津波により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流、津波等が発生した場合には、町長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

この計画では、指定避難所の運用について定める。

2 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、避難所運営マニュアル等を作成し、町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努めるとともに、あらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置を行うものとする。

また、町は、町内会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者等が主体となった避難所運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。なお、町は県と相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取りや応急仮設住宅の迅速な提供によって指定避難所の早期解消に努める。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。

- (1) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等についても情報把握に努めるものとする。
- (2) 指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康及び福祉的な支援体制の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。
- (3) 避難の長期化等の必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

- (4) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
- (5) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (6) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (7) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (8) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (9) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。
また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (10) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- (11) 町は、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。
また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。
- (12) 町は、指定避難所の運営について、必要に応じて応援職員の派遣を県等に要請する。
- (13) 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援の係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (14) 町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

3 広域的避難

町は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等を考慮して、町外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

4 避難行動要支援者の避難等

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平時から避難行動要支援者に関する情報

を把握のうえ、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として民間施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、町外の社会福祉施設等へ避難させる

5 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、町及び県は、町民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行う。

6 避難所開設の報告

町が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、県災害対策本部）に報告する。

- （１）開設の日時
- （２）開設の場所
- （３）受入人員
- （４）その他必要と認められる事項

第18節 災害広報・被災者相談計画

1 方針

地震・津波発生時においては、被災地や隣接地域の町民に対し、被害の状況、災害応急対策の実施状況等について速やかに広報することにより、町民の不安解消、また被災者の生活再建等の支援に努めるとともに、町民自らの適切な判断により、無用の混乱を排除するように配慮する必要がある

なお、町民への情報伝達に当たっては、報道機関の協力を得るものとする。

また、速やかな対策を講じるために被災者相談を行い、被災地の町民の動向と要望の把握に努める。

2 広報活動

（１）広報責任者

町は、「災害情報計画」で得た情報及び町民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、次のとおり広報活動を実施する。

ア 広報の目的

災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

イ 広報の内容

町は、警察、その他関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

(ア) 広報の内容

＜災害発生直後の広報＞

- a 津波に関する予警報及び情報
- b 地震に関する情報（余震に関する情報含む）
- c 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- d 医療、救護所の開設に関する情報
- e 災害発生状況に関する情報
- f 出火防止、初期消火に関する情報
- g 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- h その他必要な情報

＜応急復旧時の広報＞

- a 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- c 交通機関、道路の復旧に関する情報
- d 電話、インターネット通信等の利用と復旧に関する情報
- e ボランティア活動に関する情報
- f 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- g 臨時相談所に関する情報
- h 町民の安否に関する情報
- i 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する情報
- j その他生活情報等必要な情報

(イ) 広報の方法

- a 町ホームページ、SNSによる広報
- b 防災行政無線放送による広報
- c 登録制メール、緊急速報メールの活用
- d 窓口による広報
- e 広報車、ハンドマイク等による広報
- f 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- g ビラ配布等による広報
- h 自主防災組織、自治会組織等を通じての連絡
- i 県に対する広報の要請
- j 報道機関への情報提供、放送要請
- k 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- l 臨時災害放送局によるラジオ放送

3 被災者相談活動

(1) 被災者相談

町は、地震・津波災害が発生したときには、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等に対処する。

(2) 相談方法

被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

第19節 住宅応急対策計画

1 方針

基本編第3章第21節「住宅応急対策計画」の定めによるが、特に、大規模地震が発生した場合に、余震等に伴う倒壊等の二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について定めるものとする。

2 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、建築判定を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

（1）事前対策

町長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

- ア 建築判定実施の決定と建築判定実施本部の設置
- イ 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請
- ウ 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
- エ 建築判定士等の確保、建築判定の実施体制等
- オ 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- カ 建築判定資機材の調達、備蓄
- キ その他必要な事項

（2）建築判定実施の事前準備

- ア 町長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。
- イ 町は、地震被害に備え、建築判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておく。

（3）応急危険度判定の実施

- ア 町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。
- イ 町は、県及び建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- ウ 町は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

（4）町と県間の連絡調整等

- ア 町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、速やかに県に連絡するものとする。
- イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

3 被災宅地危険度判定

地震により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

（1）事前対策

町長は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

- ア 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
- イ 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
- ウ 宅地判定実施方法の決定等の基準
- エ 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保
- オ 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- カ 判定資機材の調達、備蓄
- キ その他必要な事項

（2）宅地判定実施の事前準備

- ア 町長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。
- イ 町は、宅地判定実施本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

（3）宅地判定の実施

- ア 町長は、地震の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、町長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。
- イ 被災の規模等により宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、町長は、知事に宅地判定の実施に関し必要な措置を要請することができる。
- ウ 町は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

（4）県と町間の連絡調整

- ア 町は、宅地判定実施本部を設置したときは、速やかに県に連絡するものとする。
- イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

第20節 食料供給計画

基本編第3章第22節「食料供給計画」を準用する。

第21節 給水計画

基本編第3章第23節「給水計画」を準用する。

第22節 生活必需品等供給計画

基本編第3章第24節「生活必需品等供給計画」を準用する。

第23節 救援物資の調達及び配送計画

基本編第3章第25節「救援物資の調達及び配送計画」を準用する。

第24節 防疫計画

基本編第3章第26節「防疫計画」を準用する。

第25節 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

基本編第3章第27節「遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画」を準用する。

第26節 公共施設等災害応急復旧計画

基本編第3章第28節「公共施設等災害応急復旧計画」を準用する。

第27節 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急復旧対策計画

基本編第3章第29節「電力・ガス・水道・下水道施設応急対策計画」を準用する。

第28節 廃棄物処理計画

基本編第3章第30節「廃棄物処理計画」を準用する。

第29節 ボランティアの受入等に関する計画

基本編第3章第31節「ボランティアの受入等に関する計画」を準用する。

第30節 文教計画

基本編第3章第32節「文教計画」を準用する。

第31節 災害救助法適用計画

基本編第3章第33節「災害救助法適用計画」を準用する。

第 4 章 災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 災害復旧・復興体制の確立及び事業の基本的方向

基本編第4章第2節「災害復旧・復興体制の確立及び事業の基本的方向」を準用する。

第3節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

基本編第4章第3節「被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画」を準用する。

第4節 被災者の生活確保に関する計画

基本編第4章第4節「被災者の生活確保に関する計画」を準用する。

第5節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

基本編第4章第5節「救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画」を準用する。

第6節 ふるさと応援寄附金の受入及び活用に関する計画

基本編第4章第6節「ふるさと応援寄附金の受入及び活用に関する計画」を準用する。

第5章 南海トラフ地震 防災対策推進計画

第1節 目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害を軽減するため、時間差発生時における避難の確保等に関する事項、防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項等を定め、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された区域は、次のとおり。

「南海トラフ地震防災対策推進地域（平成26年3月31日内閣府告示第21号）」

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、海田町、坂町、大崎上島町

第3節 基本方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合を考慮しつつ、防災関係機関、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進することを基本的考えとして、この計画を作成したものである。

なお、この計画に定めのない事項については、第2章から第4章までによるものとする。

この計画で定める地震防災対策の柱は、次の7点である。

1 各般にわたる甚大な被害への対応

（1）南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救急・救命活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組みが極めて重要である。

（2）町は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。

この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靱さ」という観点での対策も推進する。

また、「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災が発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。

経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

- (3) ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

2 津波からの人命の確保

- (1) 南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、津波の到達時間が短いことから、町及び町民等は、安全な場所への避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講じる。
- (2) 町は、町民等の避難を軸に、情報伝達体制、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を整備し、防災教育、避難訓練、高齢者、障害者等のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の支援等の総合的な対策を推進する。

また、重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域で最良の方策を検討する。

3 超広域にわたる被害への対応

- (1) 南海トラフ巨大地震では、震度6弱以上または津波高3m以上となる市町村は、31都府県の764市町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。
このため、町は、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方公共団体及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処する。
- (2) 町は、大量に発生する避難者に対応するため、指定避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講じるとともに、都市部や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため、3日分程度、可能な限り1週間分程度の備蓄の備え等への理解を進めることにも取り組む。

4 時間差発生等への対応

- (1) 南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。
このため、町は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。
- (2) 町は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
 - イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
 - ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
- (3) 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」という。

- (4) 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度とされており、また、M7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

ア 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

イ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

なお、世界の事例によれば、最初の地震発生直後ほど後発地震発生の可能性が相対的に高まり、その可能性は時間とともに減少する。地震の発生により後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合は、このことに留意する。

- (5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとする。

- (6) 後発地震に対して警戒する措置は、次に掲げる措置等とする。

ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保

イ 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）

ウ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

この場合において、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意するものとする。

- (7) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、推進地域においてはさらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

- (8) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性を踏まえて、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域内の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、若しくは南海

トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。

- (9) 後発地震に対して注意する措置は、次に掲げる措置等とし、当該期間を経過した後は、原則解除するものとする。

ア 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）

イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

- (10) 町は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び町民に伝達する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

イ 国からの指示、町民に対する周知及び呼びかけの内容

- (11) 町は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動に当たるよう周知する。

- (12) 町は、後発地震に対する警戒する措置及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

- (13) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部等を設置する等必要な体制を確保するものとする。

5 外力レベルに応じた対策

- (1) 南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下「レベル2の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講じるべきである。

- (2) 地震動による揺れへの対策は、レベル2の地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。

- (3) 災害応急対策について、町は、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する。

- (4) 経済的な被害への対策について、町及び企業等は、南海トラフ巨大地震が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておく。

- (5) 対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。

6 戦略的な取組の強化

- (1) 津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、町は、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。

- (2) 防災・減災目標を達成するため、町は他の地方公共団体の広域連携、町民、自主防災組織、企業等との連携等により、地域全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。

また、防災対策が有効に実施されるためには、町民一人一人が主体的に行動することが重要であり、町は、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つ

ことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。

- (3) 町は、職員に対して、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、資質向上を図り、人材育成を強化する。
- (4) 町及びライフライン事業者等は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。
- (5) 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）において、11月5日は津波防災の日とされており、町は、津波防災の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

7 訓練等を通じた対策手法の高度化

- (1) 防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、町、町民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果をPDCAサイクルにより防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。
- (2) 津波からの避難について、町は、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

第4節 南海トラフ地震の概要

1 地震の概要

南海トラフとは、駿河湾から日向灘沖にかけての海底の溝状の地形を指す。南海トラフでは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

過去1,400年間を見ると、南海トラフでは約100～200年の間隔で大地震が発生しており、近年発生した地震では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。

昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから80年近くが経過しており、日本列島の広い範囲に強い揺れと大きな津波による災害を引き起こすことが懸念されている。

2 今後の地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

令和7年1月1日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。

	評価時点	10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震 (M8～M9クラス)	令和7年 1月1日	30%程度	60～90%程度以上 または 20～50%※	90%程度もしくは それ以上

※今回の評価では、特徴の異なる2つの計算方法を用いている。

その一つは、地震発生時期の間隔（発生間隔）と隆起量データを使う方法（「すべり量依存 BPT モデル」と呼ぶ）である。2種類のデータを用いることで、南海トラフ地震の特徴をより正しく捉えた予測の実現が期待できる一方、計算に用いることのできる隆起量データが、記録の残る直近3回分の地震しかないという課題もある。

もう一つは、発生間隔のみを使う方法（「BPT モデル」と呼ぶ）であり、この方法では、過去6回分の地震の発生間隔を用いることで、より長期的な傾向を反映できる一方、1種類のデータしか用いていないために、南海トラフ地震の特徴を正しく捉えるという点で劣る可能性がある。

2つの計算方法のいずれにも、こうした長所と短所があるため、2つの計算方法から算出される確率値に、現時点で互いの優劣がつけられないと判断しており、それぞれの確率値を示すこととした。

3 想定結果

県は、令和6年能登半島地震等の近年発生した地震から得られた最新の知見などを踏まえ、令和7年10月に広島県地震被害想定の見直しを行った。被害想定については、付属資料に掲載のとおり。

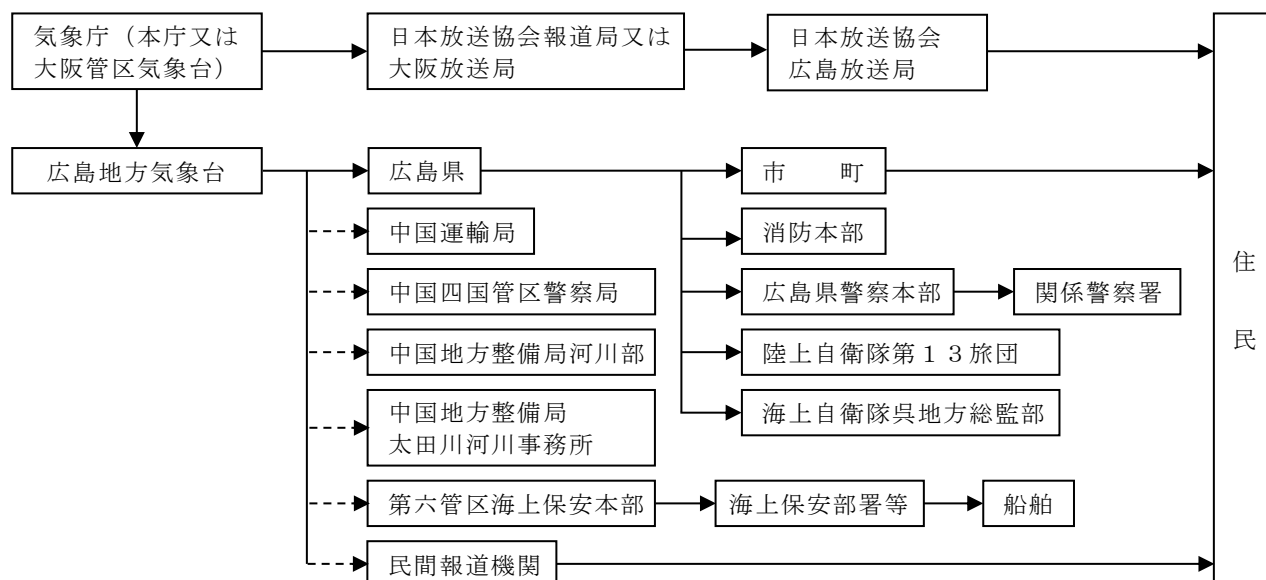
第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報は、次の経路により通知される。

その他情報の収集及び伝達に関しては、第3章第4節「災害情報計画」による。



（注）1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路も含む）、点線は、専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。）

2 民間報道機関は、（株）中国放送・（株）中国新聞社である。

（2）配備体制

町の配備体制は、注意体制とし、主として情報収集及び連絡活動を実施する。その他動員体制等に関しては、第3章第2節「配備動員計画」による。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達等

前記1(1)による。

(2) 配備体制

町の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、県内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。動員体制等に関しては、第3章第2節「配備動員計画」による。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知方法等は第3章第18節「災害広報・被災者相談計画」による。

(4) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとし、その収集体制等は第3章第4節「災害情報計画」による。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 地域住民等に対する呼びかけ等

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

また、大規模地震発生時には、堤防の崩壊や地盤の沈下等により、津波到達前に浸水が開始することも想定されることから、地震発生後の避難では避難が完了できない恐れがあるため、津波災害の不安がある町民に対し、知人宅や親類宅等への自主的な避難など個々の状況に応じた防災対応の実施を促すこととする。

(7) 消防機関の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点とした、その対策を定めるものとする。

(8) 警備対策

町は県警察に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して次の事項を重点とした警備活動を要請する。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(9) 交通対策

ア 町は県警察に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のと

るべき行動の要領について、地域住民等に周知を要請する。

イ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、交通対策等の情報収集に努めるものとする。

(10) 町が管理又は運営する施設関係

ア 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

庁舎、社会教育施設、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりである。

(ア) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

- a 橋梁、法面等に関する道路管理上の措置
- b 河川について、水門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- c 小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、ア（ア）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) 町は、避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備について、必要に応じて県に協力を要請するものとする。

(ウ) 町は、屋内避難に使用する建物の選定については、必要に応じて県有施設の活用等協力を要請するものとする。

ウ 工事中の建築等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波やがけ崩れに対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達経路

前記1（1）による。

(2) 町の配備体制

前記2（2）による。

- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知
前記2（3）による。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の
収集・伝達等
前記2（4）による。
- (5) 災害応急対策をとるべき期間等
町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (6) 地域住民等に対する呼びかけ等
町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- (7) 防災関係機関のとりべき措置
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第6節 防災訓練に関する事項

1 防災訓練

- (1) 町は、国、県、防災関係機関、自主防災組織、企業及び町民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な訓練を実施する。
訓練想定は、南海トラフ地震とし、次の内容を中心とした訓練を実施する。
訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の搜索活動、食料供給・給水活動、緊急道路の確保、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、緊急地震速報の利活用、他の都道府県との広域応援等とする。
また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。
- (2) 町は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び町民等の協力により、防災訓練を行う。
- (3) 町は、津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う。

2 職員の動員訓練

町は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

3 通信運用訓練

町、県、及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

4 津波防災訓練

町及び施設管理者等は、津波の来襲を想定した次の訓練を適宜実施するものとする。

(1) 津波警報等、津波に関する情報の収集・伝達訓練

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟等を目的とした訓練を実施する。

加えて、町においては、同報無線の可聴範囲の確認、町民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を訓練実施により検討する。

(2) 津波避難訓練

各種避難計画において選定した避難場所及び避難路を実際に避難することにより、ルートや、避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。

津波避難訓練の実施主体は、町民、消防団、自主防災組織等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

津波避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水想定地域、避難場所及び避難路の確認、その他防災上重要となる施設の点検等を実施するものとする。

なお、避難の際には想定した津波到達予想時間に関わらず、地震発生後速やかに避難するものとする。

5 防災訓練に対する協力等

町は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

6 実施方法

町は、自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施するとともに、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

(1) 大規模災害発生時における防災関係機関、町民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

(2) 大規模災害発生時における府中町災害対策本部及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑

な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 町民等に対する教育・広報

町は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に町民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

(1) 啓発内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動・津波及び被害と防災・減災対策による被害軽減効果

ウ 地震・津波に対する地域住民への周知

エ 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
＜地震のときの心得＞

(ア) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。

(イ) 火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。

(ウ) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、防災行政無線により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。

(エ) 海岸にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。

(オ) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。

(カ) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。

(キ) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。

(ク) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。

(ケ) 地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。

(コ) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

<津波に対する心得>

(ア) 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。
なお、避難に当たっては、徒歩によることを原則とする。

また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。

(イ) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

(ウ) 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。

(エ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

オ 地震・津波に対する一般知識

カ 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備

キ 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

ク 災害情報の正確な入手方法

ケ 災害時の家族内の連絡体制の事前確保

コ 出火の防止及び初期消火の心得

サ 外出時における地震発生時の対処方法

シ 自動車運転時の心得

ス 救助・救援に関する事項

セ 安否情報の確認に関する事項

ソ 津波災害警戒区域

タ 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項

チ 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方

ツ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得

テ 高齢者、障害者などへの配慮

ト 避難行動要支援者に対する避難支援

ナ 各防災関係機関が行う地震災害対策

ニ その他必要な事項

(2) 啓発方法

ア ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布

イ テレビ、ラジオの活用

- ウ 広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用
- エ DVD等の活用
- オ 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催
- カ その他の方法

3 児童、生徒等に対する教育

町は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、南海トラフ巨大地震に関する知識や避難の方法等などの防災教育の推進を図る。

4 自動車運転者に対する教育

町は、県警察と連携し、運転免許更新時の講習や各種広報誌等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育の推進を図る。

5 相談窓口の設置

町は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

